



事業に関するお問い合わせ
羽曳野市こども家庭支援課
電話：０７２－９５６－１０００

katei@city.habikino.lg.jp



流産・死産で大切な 赤ちゃんを亡くされた方へ



産後ケア事業

流産や死産等を経験された方、出産後に小さな赤ちゃんを亡くされた方、理由があって選択的なお別れをされた方など大切なお子様を亡くされた方の悲しみは計り知れません。流産・死産を経験された方が悲嘆（グリーフ）を抱えて孤立することなく、安心して過ごせるようにサポートします



対象者

羽曳野市在住の流産、死産等を経験された方★1

または出産後に赤ちゃんをなくされた方★2

★1 流産・死産した日から1年を迎える前日まで

★2 出生日から1年未満

内容

助産師等が自宅を訪問し、お母さんの体と心のサポートを行い、お話を伺います
(午前10時から午後5時までのおおむね90分)

費用

3回まで無料

申請時の持ち物

①お持ちの方は母子健康手帳

②利用者と同一世帯以外の方が申請に来られる場合：
利用者が記入した羽曳野市産後ケア事業利用申請書兼
情報提供書、窓口に来られる方の本人確認書類

産後ケア申請書



申請書記入例



利用の流れ

①申請

こども家庭支援課（保健センター）で利用申請を行う

②職員から本人へ連絡

こども家庭支援課の担当者から本人に連絡します

③利用日確定

数日後にお伺いする助産師が本人へ
連絡をし、利用日が確定します

④産後ケアの実施

利用日に産後ケアを実施します
(2回目以降の追加利用は利用者本人から
助産師に直接申し込んでください)

悲しみをもちながらも、少しでもこれからの人生で
安らぎを感じる時間が訪れることを願っています

